令和4年鞍手町議会第1回定例会会議録(第4号)							
		令和3年3月16日					
招集場所	鞍 手 町 役 場 議 事 堂						
		開会開議					長
開閉会日時		令和3年3月16日 午後1時00分					正彦
及び宣 告		閉会開議					長
		令和2年3月16日	3 午1	後1時	45分	星	正彦
	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏	Ż	出欠 の別
	1	添田政勝	出矢	1 1	西藤典	子	出矢
出席及び	2	野口美恵子	出矢	1 2	的 野 信	之	出矢
欠席議員	3	田中二三輝	出矢	1 3	須山由糸	紀生	出矢
	4	宇田川亮	出矢				
出席 13人	5	新谷留晴	出矢				
欠席 0人	6	篠原哲哉	出矢				
欠員 0人	7	星 正 彦	出矢				
	8	有 働 徳 仁	出矢				
	9	栗田美和	出矢				
	1 0	許 斐 英 幸	出矢				
会議録署名議員	1 0	許斐英	幸	1 1	西藤	典	子

職務出席	議会事務 局 長	武谷	朋 視	出矢	議会事務 局 次 長	長 浦 良	出矢
	町長	岡崎	邦 博	出矢	会計課長	友澤 和子	出矢
	教育長	外 園	哲 也	出矢	建設課長	柴 田 隆 臣	出矢
	総務課長	三戸	公 則	出矢	政策推進 課 長	髙橋奈美江	出矢
	福祉人権 課 長	芝野	英 和	出矢	地域振興課 長	立石一夫	出矢
地方自治法	税務住民 課 長	藤原	光徳	出矢	上下水道 課 長	原 敏勝	出矢
第121条	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	大 村	俊 夫	出矢	教育課長	古後憲浩	出矢
により説明	保険健康 課 長	梶 栗	恭 輔	出矢			
出席者の							
職氏名							
議事	日程			別紙	のと	おり	
付 議	事件			別紙	のと	おり	
会議	経 過			別紙	のと	おり	

令和4年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月16日 午後1時開議

第4号		
日程第1	議案第5号	鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
日程第2	議案第10号	令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
H 112/17 1	#JQ/(2) \(\frac{1}{2} \cdot \frac{1}{2} \cdot \f	(民生産業委員長報告)
日程第3	議案第11号	令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
~ _	~\\\\	(民生産業委員長報告)
日程第4	議案第12号	令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算(第2号) (民生産業委員長報告)
日程第5	議案第13号	令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)
1.12214.0	432510510-0	(民生産業委員長報告)
日程第6	議案第7号	専決処分の承認(令和3年度鞍手町一般会計補正予算 第8号)
	***	(総務文教委員長報告)
日程第7	議案第8号	専決処分の承認(令和3年度鞍手町一般会計補正予算 第9号) (総務文教委員長報告)
日程第8	議案第1号	鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
		(総務文教委員長報告)
日程第9	議案第2号	鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第3号	(総務文教委員長報告)
口住舟10	 	鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
日程第11	議案第4号	鞍手町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
		(総務文教委員長報告)
日程第12	議案第6号	福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館の閉校に伴う関係条例の整理に関する 条例
		(総務文教委員長報告)
日程第13	議案第9号	令和3年度鞍手町一般会計補正予算(第10号)
日程第14	送安 第1 4早	(総務文教委員長報告) 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第2号)
口生为14	哦米夘14万	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
日程第15	議案第24号	鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税免除
		(総務文教委員長報告)
日程第16	議案第15号	令和4年度鞍手町一般会計予算
日程第17	議案第16号	(予算特別委員長報告) 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
日本公介	时又不为1107	(民生産業委員長報告)
日程第18	議案第17号	令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
		(民生産業委員長報告)
日程第19	議案第18号	令和4年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
日程第20	議案第19号	(民生産業委員長報告) 令和4年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
H JT7/120	HIX/N/JITU /J	(民生產業委員長報告)

日程第21 議案第20号 令和4年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算 (民生産業委員長報告) 日程第22 議案第21号 令和4年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算 (総務文教委員長報告) 日程第23 議案第22号 令和4年度鞍手町水道事業会計予算 (総務文教委員長報告) 日程第24 議案第23号 令和4年度鞍手町下水道事業会計予算 (総務文教委員長報告) 日程第25 発委第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会運営委員長報告) 日程第26 発委第2号 鞍手町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (議会運営委員長報告) 日程第27 陳情第2号 「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための 意見書」の提出を求める陳情 (民生產業委員長報告) 日程第28 陳情第3号 「地域医療を守り、医療・介護・福祉、公衆衛生の拡充を求める意見書」の 提出を求める陳情 (民生産業委員長報告) 日程第29 陳情第4号 「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴(児)者への支援拡充を求める 意見書」の提出を求める陳情 (民生産業委員長報告) 日程第30 陳情第1号 国に対し、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を 求める陳情 (総務文教委員長報告)

日程第31 決議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議

(議会運営委員長報告)

日程第32 閉会中の継続事件

令和4年3月16日(第4日)

開議 13時00分

○議長(星 正彦君)

これから、本日の会議を開きます。

日程はお手元に配付のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第5号から日程第5 議案第13号までの5件を一括して議題とします。 本案は、民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。 須山民生産業委員長。

〇民生産業委員長(13番 須山 由紀生君)

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第5号 鞍手町 火入れに関する条例の 一部を改正する条例

議案第10号 令和3年度 鞍手町 国民健康保険事業 特別会計補正予算 (第4号)

議案第11号 令和3年度 鞍手町 後期高齢者医療 特別会計補正予算 (第3号)

議案第12号 令和3年度 鞍手町 住宅新築資金等 特別会計補正予算 (第2号)

議案第13号 令和3年度 鞍手町 かんがい施設維持管理運営費 特別会計補正予 (第1号)

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべき ものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長(星 正彦君)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第5号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第10号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第11号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第5号 鞍手町 火入れに関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第10号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第11号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数ですよって議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第12号令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第13号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第7号から日程第15、議案第24号までの10件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原 総務文教委員長

○総務文教委員長(6番 篠原 哲哉君)

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第7号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算 (第8号)

議案第8号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算(第9号)

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべき ものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第1号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例

議案第2号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 鞍手町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館の閉校に伴う関係条例の整理に関する 条例

議案第9号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算(第10号)

議案第14号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第2号)

議案第24号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税 免除

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべき ものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第3号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を否決すべきものと決 定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長(星 正彦君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。 議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に議案第8号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に議案第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に議案第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に議案第9号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に議案第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に議案第24号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第7号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第7号は、委員長報告のとおり、承認されました。

次に議案第8号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算(第9号)を採決 します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

挙手多数です。よって議案第8号は、委員長報告のとおり、承認されました。

次に議案第1号 鞍手町 附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第2号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第3号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の 一部を改正する条例を採 決します。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

したがって、原案について採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に議案第4号 鞍手町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第四号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館の閉校に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第9号 令和3年度 鞍手町一般会計補正予算第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

挙手多数です。よって議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第14号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

挙手多数です。よって議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第15号を議題とします。

本案は予算特別委員会に付託していましたので予算特別委員長の審査報告を求めます。 許斐予算特別委員長。

○予算特別委員長(10番 許斐 英幸君)

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第15号 令和4年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、修正案及び修正部分を除く 原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長(星 正彦君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、修正案について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、修正部分を除く原案について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、修正案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、修正部分を除く原案について討論はありませんか。

宇田川議員。

○議員(4番 宇田川 亮君)

議案第15号。令和4年度鞍手町一般会計予算に対し、反対討論を行います。

岸田政権の新年度予算は、21年度補正予算と併せた16か月予算と位置付けられています。その中身は、新型コロナウイルス感染拡大への対策は、全く不十分なうえ、社会保障削減と大軍拡を進めるなど、国民には冷たく、危険な予算案となっています。

鞍手町の新年度予算案は、基本的に政府の予算案に追随するものです。

新型コロナウイルス感染防止対策への更なる拡充と、新庁舎建設費の削減。高すぎる国保税の引き下げや、町独自の介護保険料利用料の減免制度、高校卒業までの医療費無料化など町民生活と子育て、中小業者を応援する予算に組み替えることを求めて反対討論とします。

○議長(星 正彦君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第15号 令和4年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は修正であります。

まず、修正案について採決します。

本修正案について賛成の方は挙手をお願います。

(「挙手」同数)

以上のとおり、採決の結果、賛成・反対が同数です。

よって、地方自治法第116条第1項の規定によって議長が本案に対して採決します。

議案第15号 令和4年度鞍手町一般会計予算について、議長は可決と採決します。

次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く原案について、賛成の方は挙手をお願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって、修正議決した部分を除く原案は可決されました。

次に日程第17、議案第16号から日程第21、議案第20号までの5件を一括して議題 とします。

本案は民生産業委員会に付託していましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。 須山民生産業委員長。

〇民生産業委員長(13番 須山 由紀生君)

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第16号 令和4年度 鞍手町国民健康保険事業特別会計予算

議案第17号 令和4年度 鞍手町後期高齢者医療特別会計予算

議案第18号 令和4年度 鞍手町住宅新築資金等特別会計予算

議案第19号 令和4年度 鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算

議案第20号 令和4年度 鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計 予算 本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべき ものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長(星 正彦君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第16号について討論はありませんか。

宇田川委員。

○議員(4番 宇田川 亮君)

議案第16号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計に対し、賛成討論を行います。 新型コロナウイルス感染症で暮らしも営業も更なる厳しさを増しています。

高すぎる国保税を引き下げてほしいという願いも切実です。

国は国庫負担割合の引き上げや、低所得者層に対する保険料負担軽減策の拡充を行うべき であり、法定外繰入解消などを狙った保険者努力支援制度などはやめるべきです。

2022年度より未就学児の均等割の5割が軽減されるようになりました。

生まれたばかりの子どもまで国保税をかけている状況は変わっていませんが、わずかな前 進ではあります。

子どもの均等割をなくし、国に対し抜本的な追加の公費投入を求めていくことを申し上げ、 賛成討論とします。

○議長(星 正彦君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第16号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に議案第17号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に議案第18号 令和4年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第19号 令和4年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第20号 令和4年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第22、議案第21号から日程第24、議案第23号までの3件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。 篠原総務文教委員長

○総務文教委員長(6番 篠原 哲哉君)

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第21号 令和4年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算

議案第22号 令和4年度 鞍手町水道事業会計予算

議案第23号 令和4年度 鞍手町下水道事業会計予算

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべき ものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長(星 正彦君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第21号令和4年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に議案第22号令和4年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

挙手多数です。よって議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第23号令和4年度鞍手町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に進みます。

日程第25 発委第1号及び日程第26 発委第2号の2件を一括して議題とします。 提案理由の説明を求めます。

田中議会運営委員長

○議会運営委員長(3番 田中 二三輝君)

発委第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月16日提出 議会運営委員会 委員長 田中 二三輝。

提案理由。

議会における押印の見直しを行うため、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第13条第3項の規定に基づき提出する。

次に、発委第2号 鞍手町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月16日提出 議会運営委員会 委員長 田中 二三輝。

提案理由。

議会における押印の見直しを行うため、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第13条第3項の規定に基づき提出する。

○議長(星 正彦君)

これから質疑を行います。

発委第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、発委第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

発委第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、発委第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号 鞍手町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を採 決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって発委第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27 陳情第2号から日程第29 陳情第4号までの3件を一括して議題と します。

本案は民生産業委員会に付託していましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山 民生産業委員長

〇民生産業委員長(13番 須山 由紀生君)

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第2号 安全·安心の医療·介護·福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための意見 書の提出を求める陳情。

陳情第3号 地域医療を守り、医療・介護・福祉、公衆衛生の拡充を求める意見書の提出を 求める陳情。

本委員会は、3月2日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし別紙意見書(案)を 関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

次に、陳情第4号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴(児)者への支援拡充を求める

意見書の提出を求める陳情。

本委員会は、3月9日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし別紙意見書(案)を 関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長(星 正彦君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、陳情第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、陳情第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、陳情第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民の命と健康を守るための意見書の 提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第2号は、採択されました。

次に、陳情第3号 地域医療を守り、医療・介護・福祉、公衆衛生の拡充を求める意見書の 提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第3号は、採択されました。

次に、陳情第4号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴(児)者への支援拡充を求める 意見書の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第4号は、採択されました。

次に、日程第30、陳情第1号を議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。 篠原総務文教委員長。

○総務文教委員長(6番 篠原 哲哉君)

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 国に対し、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める 陳情。

本委員会は、3月2日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長(星 正彦君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第一号 国に対し、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める 陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第1号は、採択されました。

次に進みます。

日程第31、決議第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中議会運営委員長

○議会運営委員長(3番 田中 二三輝君)

決議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議。

上記の決議案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月16日提出 議会運営委員会 委員長 田中 二三輝 提案理由。

ロシアのウクライナ侵攻は重大な主権侵害であり、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、 安全を脅かすため、ロシア政府に対し、抗議の決議を挙げるため、鞍手町議会会議規則第13 条第3項の規定に基づき提出する。

○議長(星 正彦君)

お諮りします。

決議第1号は質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって決議第1号は、質疑・討論を省略します。

これから採決を行います。

決議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって決議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで 本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和4年第1回定例会を閉会します。

閉会14時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 的 野 信 之

議員 須 山 由紀生